

# 役員報酬規程

社団法人東北ニュービジネス協議会

(目的)

第1条 この規定は、定款第16条の規定に基づき、常勤の役員に報酬を支給するにつき、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 常勤役員の報酬は、会長が他の公益法人及び団体等の実例を勘案した上、妥当な額を決定する。

2. 報酬は年額をもって定める。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な細目は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

(役員報酬規程第2条第2項に基づく、常勤役員の報酬の限度 平成15年1月現在)

区 分	報 酬 年 額
専務理事及び常務理事	10,000千円以下